

質問応答書

業務名：竹原市基盤地図整備及びGISシステム導入業務

| 番号 | 実施要領・仕様書等の項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------------------------|---|--|
| 1 | 実施要領 (P.4 10企画提案書の提出) | (1)提出書類に「ウ スケジュール表」とありますが、「ア 企画提案書」に記載する工程表と別に準備する認識でよろしかったでしょうか。 | ご認識の通りです。 |
| 2 | 実施要領 (P.4 11企画提案書等の作成方法) | 企画提案書の用紙サイズについて、A3サイズの場合は1枚または2枚のどちらのカウントとなるのでしょうか。 | A3サイズはA4サイズ2枚にカウントしてください。 |
| 3 | 実施要領 (P.5 11企画提案書等の作成方法) | (イ)の「企画提案書記載項目一覧」で指定する項目以外に独自のノウハウやその他提案すべきことがあれば、追加して記載してもよい。とありますが、見積金額に含むのでしょうか。 | 実施要領P5 11(3)オにおいて、企画提案書の内容に基づき、本業務の成果品に関する費用も含めた全ての費用を見積もることと記載しております。 |
| 4 | 実施要領 (P.5 11 企画提案書等の作成方法) | (2)企画提案書記載項目一覧の「3 庁内統合型及び住民公開型GISシステム構築」について、データ整備に係る提案は本項目への記載でよろしかったでしょうか。 | 本市の状況や課題等を踏まえて、有益なGISの活用法であると考えられるデータ整備等については、5 自由提案に記載してください。 |
| 5 | 実施要領 (P.5 11 企画提案書等の作成方法) | (2)企画提案書記載項目一覧の「3 庁内統合型及び住民公開型GISシステム構築」について、「更なる利便性向上につながる具体的な提案を記載すること。(見積金額には含まない)」とありますが、将来提案に掛かる費用は明示しなくてもよろしいのでしょうか(提案の内容によっては大規模な金額がかかると認識しており、提案業者が現実的な提案を行うために明記必要と考えます) | 将来的なデータ連携機能が一定程度現実的なものである視点は必要であることから、概ねの参考金額となる金額を記載してください。 |

質問応答書

業務名：竹原市基盤地図整備及びGISシステム導入業務

| 番号 | 実施要領・仕様書等の項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------------------------|--|---|
| 6 | 実施要領 (P.5 11 企画提案書等の作成方法) | (2)企画提案書記載項目一覧の「5 自由提案」について、「貴市のまちづくりにおける課題(再開発・観光・子育て・移住定住・市民対話等)」を踏まえた提案とありますが、各分野(課題)に対する提案を行う認識でよろしかったでしょうか。 | 5 自由提案に記載してある課題は、想定される例を記載しており、全てについて提案する必要はありません。また、提案者独自の分析や取組事例など、新たな視点の提案でも構いません。 |
| 7 | 実施要領 (P.5 11 企画提案書等の作成方法) | 「(3)見積書および見積書内訳書の作成」につきまして、適用する諸経費率の設定はありますでしょうか。 | 諸経費率の設定はありません。 |
| 8 | 実施要領 (P.6 12企画提案書の審査) | 「(2)プレゼンテーションの実施」について、「(ウ)プレゼンテーションは、事前に提出した資料を用いて行うこと。」とありますが、プレゼンテーション時に用いる要約資料の認識でよろしかったでしょうか。また、提出日時は決まっているのでしょうか。 | プレゼンテーション実施時には、事前に提出された企画提案書を、発表用に加工することは問題ありません。ただし、企画提案書を逸脱するような新たな提案は審査対象としないので、ご注意ください。発表用の資料を事前提出する必要はありません。 |
| 9 | 実施要領 (P.6 12企画提案書の審査) | ⑨プレゼンテーションでは、動画を使用することは可能でしょうか。 | 動画を使用することは可能です。ただし、企画提案書を逸脱するような新たな提案は審査審査対象としないので、ご注意ください。 |
| 10 | 実施要領 (P.6 12企画提案書の審査) | 「(3)の評価項目」の価格評価が50点配点に設定されていますが、全提案者中最低見積額を満点とし、他の提案者様については見積額に応じて、その割合で按分して評価するなど、評価方法(計算方法)をご教示ください。 | 詳細な評価基準については、参加資格の審査を踏まえ、参加資格結果通知とあわせて、審査対象事業者へ提示します。 |

質問応答書

業務名：竹原市基盤地図整備及びGISシステム導入業務

| 番号 | 実施要領・仕様書等の項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------------------------|--|--|
| 11 | 仕様書 (P.3 第12条資料管理) | 貸与資料に「(1) 令和4年広島県航空レーザ測量業務成果/TIFFデータ」とありますが、地図情報レベルをご教示ください。 | 地図情報レベル2500です。 |
| 12 | 仕様書 (P.5 第3章都市計画基本図整備) | 第20条記載の「参考資料は本業務で借用する【令和4年広島県航空レーザ測量業務成果】とし、オルソ画像処理を行うものとする。」とありますが、標準オルソ画像を作成するとの認識でよろしかったでしょうか。(当該業務で作成された成果品は簡易オルソとなっております) | ご認識の通りです。 |
| 13 | 仕様書 (P.13第32条システム搭載データ) | 庁内統合型GISへの搭載するデータについて、「住宅地図」の搭載要否についてご教示ください。 | 住宅地図を必須とするものではありませんが、市民が閲覧して、位置、建物等が視覚的にわかりやすい地図を搭載してください。 |
| 14 | 仕様書p3 第12条(2)(3) | 貸与資料に、市道認定路線網図(紙データ)、市道道路台帳平面図(紙データ)とありますが、紙データ以外にスキャニング等のPDFデータはありますか。 | 仕様書P13第32条に記載にあるとおり、道路台帳及び市道路線網はアナログデータです。 |
| 15 | 仕様書p13 第32条システム搭載データ | 盛土規制法について、整備状況が新規と記載ございますが、Shape形式データを提供いただけることを想定してよろしいでしょうか。 | データはShape形式で提供します。 |